

山手排水路樋門操作要領

令和4年4月1日制定

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 警戒体制（第5条－第7条）

第3章 樋門の操作の方法等（第8条－第12条）

第4章 雑則（第13条－第16条）

附則

第1章 総則

（規則の趣旨）

第1条 山手排水路樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第2条 樋門の操作は、大雨、台風等による内水氾濫から山手排水路の水位を適正に保つことを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この操作要領において「機側操作」とは、樋門に設置した操作ハンドルにおいて、水路及び周囲の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

（操作の基本方針）

第4条 樋門の操作は、機側操作を操作方法とする。

第2章 警戒体制

（警戒体制の実施）

第5条 下水道課長（以下「課長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

(1) 山手排水路における溜枿（以下「溜枿」という。）の水位が準用河川多々良川流出開口部の頂面（以下「開口部頂面」という。）に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。

(2) 防府市に、洪水注意報、洪水警報が発表されたとき。

(3) その他洪水により樋門から逆流のおそれがあるとき。

（警戒体制における措置）

第6条 課長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。

(2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。

- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) 第8条第1項の操作を行っている場合において、堤防、背後地の状況、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、以下のいずれかの状況において、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示すること。
 - ア 溜枿の水位が山手排水路流入側暗渠部の頂面を超え、さらに上昇が見込まれるとき。
 - イ 現場状況から危険を察知した機側操作員から退避を求められたとき。
- (5) 緊急を要する場合には機側操作員が課長の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。
- (6) その他樋門の管理上必要な措置
（警戒体制の解除）

第7条 課長は、洪水が終わったとき又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第3章 樋門の操作の方法等

（洪水時の操作方法）

- 第8条 機側操作員は、溜枿の水位が開口部頂面未満であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。
- (1) 準用河川多々良川から溜枿への逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
 - (2) 準用河川多々良川から溜枿への逆流が始まったときは、樋門のゲートを全閉すること。
 - (3) 樋門のゲートを全閉にしている場合において、準用河川多々良川の水位が下降傾向にあり、溜枿の水位が開口部頂面よりも低くなったときは、これを全開にすること。
- 2 前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。
- 3 溜枿と準用河川多々良川の水位差がほとんどなく、水位が上昇している状態で、かつ溜枿の水位が開口部頂面に達すると見込まれる場合は、準用河川多々良川から溜枿への逆流を確認するために樋門のゲートを全閉して上下流のどちらの水位が高くなるか確認するものとする。

4 第6条(4)により機側操作員が退避する際は、樋門のゲートを全閉するものとする。

(平水時における操作の方法)

第9条 機側操作員は、溜枳の水位が開口部頂面未満のときは、樋門のゲートを全開にしておくものとする。

(操作の方法の特例)

第10条 課長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する条件以外の条件でも樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第11条 課長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 課長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、内陸側に影響が生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作等に関する記録)

第12条 機側操作員は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

(1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

(2) 気象及び水象の状況

(3) 開度

(4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況

(5) 第10条に該当するときは、操作の理由

(6) その他参考となるべき事項

第4章 雑則

(点検その他の維持)

第13条 機側操作員は、樋門及び樋門を操作するための機械、器具等については、点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第14条 課長は、樋門の上下流の水位その他樋門を操作するため必要な事項は、山口県土木防災情報システムにより観測するものとする。

(訓練)

第15条 樋門の操作の机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなけれ

ばならない。

- 3 第1項に規定する訓練により、洪水による樋門への逆流の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作要領を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

- 第16条 機側操作員は、樋門の管理に関する事項については、記録を作成し、操作記録は5年、修繕等の記録は10年保存するものとする。

附 則

本操作要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式（操作記録）

山手排水路樋門操作記録

令和4年度
防府市上下水道局

記入者（管理人）：

操作月日	操作時刻	所要時間	気象及び水象の状況	通知の状況	第十一条に該当するときの操作の理由	開度	解放	備考

注)

1. 操作時刻、所要時間は、本施設の実操作時間とする。（移動時間は含めない。）
2. 操作の理由については、下表に示す該当番号、具体的事項を記載。

該当番号	
1	大雨警報、洪水警報、暴風雨警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報
2	大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報
3	その他の事由（※具体的に記載のこと）

3. 開度は全開、全閉、半閉、半開を記入し、具体的理由を備考欄に記載すること。

非常時連絡表

- ① 防府市 河川港湾課 25-2431（平日昼間）
- ② 防府市 宿直 23-2111（夜間・休日）